

## 2 在外財産問題審議会

すべての問題というものは、そもそもはじめから解決を予想しているものです。これはギリシアの昔から、論理学の第一歩でありました。解決が予想されないようなことは問題となり得ないものであり、単なるたわごとないしは幻想でしかあり得ないものです。

引揚者からむ在外財産問題というものが、まがりなりに当面の解決を見るに至った所以のものは、関係者達がこれは問題になり得るものだ、従ってまた解決の道があり得るのだという確信をもっていたからだと思えます。北条秀一氏をはじめ、引揚者団体の指導者各位の忍耐と努力、さらにはその達識に、私はまず敬意を惜しまないものです。

私が多少なりとも引揚者問題の解決に骨を折ったというので、関係方面から感謝されていますが、実は私はこの人達の識見と忍耐に閉眼され、鼓舞され、ひきずられていったに過ぎないのであります。

この問題解決の曙光は、すでに三十年十二月の団体幹部と、自民党岸幹事長以下との会見において点火されました。すなわちその際、団体は自民党に誠意ある努力を確約させ、実態調査費の予算計上を吞ませ、さらに在外財産問題審議会の現実的改組を約束させたのであります。私はそ

の時、すでにこの問題は峠を越したと判断したわけだ。

こと、ここに至るまでの関係者の努力と忍耐は、筆舌を越えたものがあつたらうと推察します。内から責められ、外から冷評されつつ、一步一步事を運んでいかれたわけです。しかしその暗夜の行軍を導いた星は、何といつても、これは当然問題になり得るものであり、同時に今日の日本は、最早それを解決する能力を備えたものであるという確信であつたと思います。

しかし、それは単なる確信に止まらないで、みずから混沌たる問題を「暫定補償法」という具體的な形にまでまとめ上げて、大胆かつ率直にこれを朝野に提示され力強く訴えられました。私は、この「暫定補償法」という方式による解決を図るには、各種の要件が不備であるので、結局は別の解決方法をとらざるを得ないのではないかと考えていましたが、それにしても星雲状態にあつたこの問題を、手に触れることができる姿にまで整理され、これを提示され訴えられたことは、本問題解決に対する大きい貢献であつたと思います。

この問題は、その性格上、はじめから高度の政治性を身につけたものであります。国の命運を賭けた戦争が敗戦に終り、戦勝諸国の管理下にあつて、再建の方途を模索していた日本は、正に一つの外力による革命を経験し、個々の国民の運命にもまた大きい異変を見たのであります。従つて戦後処理の問題一般が、ありきたりの法理を以つては克く解決の曙光を見出すべくもなかつたのであります。問題の解決は冷厳な法理、化石化した行政慣行にのみ期待すべきものではな

く、一段と高い政治道義に求めるべきものであり、常識的にこれを翻案すれば、敗戦国と敗戦国民との間に伏在するトラブルに一つの政治的和解　大きい政治道義に立脚した、荒削りな和解という方式においてのみ取り上げらるべきものであり、また事実そのようにして取り上げられ解決されたのであります。

そのように考えてみれば、大蔵省に置かれた旧在外財産問題審議会のやり方は、百年河清を待つ類いであつて、早急な解決に程遠いものであつたといわねばなりません。しかしこの審議会の永い討議の間に、日本経済は静かに自立への歩を進めていたのです。またこの審議会の功績は、時期の熟するまで、その燈火を消さずにバトンをわれわれに渡されたことであつたと思つし、またこの問題の解決は法理的立場からは至難であることを告白され、次の手がかりは政治的立場でなければならぬことを暗示されたところにも、そのメリットはあつたと思ひます。

ハッキリと論理的に物事をわりきらなければ気がすまないことは、日本人の長所であり、同時にその短所でもあります。在外財産の喪失に対し、政府に補償の義務があるかないかの問題は旧審議会が主題として検討したものでありますが、黒白の結論は結局出なかつたし、新審議会においても当初この問題に相当のエネルギーを傾けましたが、これまた同様、決定的結論を生むところまではまいりませんでした。この議論の混迷　実は在外財産問題に内在する性格の複雑さは、いかばかり引揚者の皆様の心をいらだたせたことでしょう。またその焦心と不満を抑えに抑

えて、冷静にかつ着実に、解決への歩を緩められなかつた中央および現地の指導者の苦心は、十分これを高く評価しなければならぬと存じます。

同時にこの問題の解決が、高度の政治的政策的立場から打出されなければならないとあつて、補償義務を棚上げにしまい、一種の和解的措置で我慢してもらつことになつたとき、これをどう団体の一人一人にのみこんでもらい、混乱を起さないようにするかについて、人知れず心をくだかれた指導者の方々の苦勞は、いつそきびしいものがあつたと思います。さらには給付金の支給という形で、このトラブルの和解をとまかくも納得された団体の一人一人の現実的良識は、この問題の最後の仕上げの契機となつたのであつて、私は二百数十万に上る一人一人の引揚者各位に、改めて感謝の念を捧げたいと存じます。

要するに、この問題は論理的に不徹底であり、金額的に不十分であり、解決であつて解決ではありません。しかし、それを一応の解決として受けとつてくれた引揚者各位の日本の現実に即した良識と、指導者各位のたゆまざる努力と忍耐が柱となり、政府および与党の関係者が、戦後処理問題のこの盲点を、在来の法律の解釈論や行政慣行に捉われずに解決しようとする協力的精神に立つことによつて、この問題は、ともかくも当面始末がつかました。私はただ瞑目してすべての関係者に敬意と謝意を表し、日本の再建のために、このことをよろこんでいる一人であります。